

令和7年度東京都地域福祉支援計画推進委員会(第3回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和8年3月26日(木)午後4時00分から午後5時21分まで
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎31階31A会議室(オンライン会議併用方式)
- 3 出席者 **【委員】**
武川委員長、小林副委員長、松本委員、室田委員、相田委員、枝村委員、小川委員、小山委員、岡部委員、田名邊委員、元木委員
(以上11名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 新任委員紹介
 - 3 東京都地域福祉支援計画の進行管理(評価指標)について
 - 4 都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等(令和7年度調査)について
 - 5 東京都地域福祉支援計画の検討に向けて
 - 6 その他連絡事項
 - 7 閉会

○多田課長 それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和7年度第3回東京都地域福祉支援計画推進委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この委員会の事務局を務めます、福祉局生活福祉部企画課長の多田と申します。

本日は今年度3回目の委員会となります。どうぞよろしく願いいたします。

今回も対面とWeb会議システムを利用したオンライン会議併用方式により行います。一部の委員と事務局のみ対面で、その他の委員と庁内幹事、傍聴希望のあった方につきましてはオンラインとさせていただきます。運営上、至らない点もあろうかと思いますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、お送りしている資料につきまして、確認をさせていただきます。会議次第がございまして、資料として配付資料、下のほうにございますが、資料1、東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱、資料2、東京都地域福祉支援計画推進委員会委員名簿及び幹事名簿、資料3、東京都地域福祉支援計画の進行管理(評価指標)、資料4、都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等、資料5、東京都地域福祉支援計画の検討に向けて、資料6、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について、資料7、2050東京戦略、資料8、社会保障審議会福祉部会報告書、資料9、第二期東京都地域福祉支援計画(中間見直し版)目次でございます。

なお、資料5の参考資料として、資料6から資料9を配布しております。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

この委員会につきましては、設置要綱第12条の規定によりまして、公開となっております。

また、議事録につきましては、東京都のホームページにて公開する予定となっております。

続きまして、Web会議システムでの発言方法についてご案内いたします。

オンライン参加の委員につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属とお名前をおっしゃっていただいた後、ご発言いただきたいと思います。ご発言が終わりましたら、再度、マイクをミュートにいただきたいと思います。

接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思います。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退室して、再度、入室するなどの対応をお願いいたします。

また、先ほどご案内しましたとおり、議事録につきましては、東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録音・録画につきましてはご遠慮いただきたいと思います。

続きまして、資料2の委員名簿です。このたび、東京都民生児童委員連合会常任協議員の相田光一様にご就任いただきました。

それでは、相田様より一言ご挨拶いただきたいと思います。

○相田委員 調布市の民生・児童委員をしております、相田光一と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

民生・児童委員としては今年で19年目になりますが、いかんせん中身も薄いですし、このような大それた会議には初めて参加いたしますので、勉強してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○多田課長 ありがとうございます。

本日、委員の出欠状況ですけれども、欠席委員が鎬木委員。また、遅れての参加と伺っているのが小川委員と松本委員となります。12名の委員のうち出席委員が11名となる見込みでございます。

また、この委員会では、設置要綱第11条の規定によりまして、幹事を指名しております。資料2の2枚目の幹事名簿をもって、紹介に代えさせていただきます。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

それでは、武川委員長、よろしくをお願いいたします。

○武川委員長 それでは、早速、本日の議事に移りたいと思いますが、事務局の方から発言を求められております。よろしくお願ひします。

○多田課長 現在の第二期東京都地域福祉支援計画ですが、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としており、中間年の令和5年度に見直しを行いました。来年度から、となりますけれども、計画の検討を始めたいと考えております。

後ほど、資料5「東京都地域福祉支援計画の検討に向けて」によりご説明しますが、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

事務局からは、以上です。

○武川委員長 承知いたしました。

それでは、東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）、都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等（令和7年度調査）について、一括して事務局より説明をお願いします。

○多田課長 それでは、資料3「東京都地域福祉支援計画の進行管理」と、資料4「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等」について、説明をさせていただきます。

まず、資料3です。

こちらは、第二期東京都地域福祉支援計画中間見直し版の116ページに掲載しております。各評価指標につきまして、右から2列目の現状の欄を設けまして、記載をさせていただきました。

評価指標につきましては合計で9つありますが、令和5年度の中間見直しに際し、一番下にあります、成年後見制度推進機関を設置している区市町村数を追加しております。

昨年度の本委員会の議論では、比較的分かりやすい評価指標であるという評価を頂戴した一方で、数として最低限の評価指標になっていないかのご指摘もいただいているところです。

また、第一期計画策定時の平成29年度と比べますと、国と区市町村の取組によって、数値の変化を見てとることができる項目がある一方、直接的な働きかけが難しい項目を挙げられており、直接、間接の両面のバランスを踏まえた評価指標の組合せについて、検討が必要ではないかのご意見もいただいたところです。

事務局では、次期計画の策定におきましては、他の道府県の状況なども確認し、委員の皆様からのご意見をいただいて、評価指標の設定を検討したいと考えております。

資料3につきましては以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

資料4、続けてお願いします。

○多田課長 それでは、続きまして資料4「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等」について、ご説明をさせていただきます。

2ページ目、調査の概要ですが、この調査につきましては、東京都地域福祉支援計画の進行管理及び今後の施策検討などを目的として、各区市町村のご協力を得て実施しているものでございます。

また、この調査では、包括的な支援体制の整備状況や整備に当たっての課題把握のほか、重層的支援体制整備事業の取組状況調査も併せ、6月から7月にかけて実施をしております。

本日は、この内容を整理してご説明させていただきます。

3ページ目になります。区市町村地域福祉計画の策定状況ですけれども、計画の策定は

社会福祉法第107条が根拠となっております、区市町村の努力義務とされております。

都内では、策定済みが58、現状では未策定だが策定予定とした自治体が1となっております。その他、策定の予定がないとした自治体が3となっております。

計画の形態ですが、単独計画として策定している自治体が12、他の計画と合本で策定している自治体が46となっております。

4ページ目です。計画に記載されている内容です。

社会福祉法第107条第1項の各号に示されている内容について記載することとされているほか、策定のガイドラインが国から示されております。

本日お配りしている資料では、資料6となっております。

調査項目が多岐にわたっておりますが、たくさん掲載されていればよいということではなく、各自治体の計画を一つ一つ確認することが難しい中で、参考データとして提供することを考えたものでございます。

国のガイドラインによりますと、区市町村において、主体的に法に記載されている5つの事項について、その趣旨を斟酌し、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要があるとされております。

続いて、6ページ目です。

計画の推進体制等ですが、ご覧のとおりとなっております。

この中で4. 関係機関との連携方法ですが、地域生活課題を解決するに当たり、連携している関係機関は様々ですけれども、関係機関との連携方法については、おおむね4つに分類されます。

最後に7ページとなりますが、4、地域福祉の推進、包括的な支援体制の整備に当たっての課題について、自由記載として回答いただいたものを整理しております。

9ページ目に参考資料としてつけております、国が包括的な支援体制として示しているイメージ図と併せてご覧いただきたいと思っております。

下の青丸部分の地域で支え合う機能、青丸部分と上の赤丸部分との間にある地域と支援関係機関をつなぐ機能、上の赤丸部分の支援関係機関同士が連携して支援を行う機能を踏まえて整理をしております。

7ページにお戻りいただけますでしょうか。

一つ目として、地域福祉の担い手が高齢化し、新たな担い手の確保や育成が課題。

二つ目ですが、時間・体力等の制約から参加につながりにくい層への対応が課題。

三つ目として、都市的特性や居住形態の変化により、関わり方の多様化を踏まえた工夫が課題。

四つ目が、見守り・居場所の充実が課題。

五つ目が、複雑・複合化する課題への対応として、早期発見・早期支援、予防的取組の強化が課題。

六つ目が、個人情報保護と支援に必要な情報共有の両立や支援機関間の連携強化が課題。

最後の七つ目が、推進していく上での体制づくりや地域特性に応じた支援体制の確保が課題となりました。

包括的な支援体制の整備や次期計画の策定において検討事項と考えておりますので、委員の皆様のご意見を伺えれば幸いです。

事務局から、二つの資料についての説明をさせていただきました。

以上となります。

○武川委員長 ありがとうございます。

資料3と4に関しまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。特に指名はしませんが、まずは、会場でご参加の方、いかがでしょうか。挙手をお願いします。

はい、じゃあ、どうぞ。

○田名邊委員 北区の地域福祉課の田名邊と申します。

資料3について、ご質問がございます。

指標の中で、生活支援コーディネーターの配置というものがあります。一方で、コミュニティソーシャルワーカーも含めた、東京都では、地域福祉コーディネーターという呼び方をしているものがあるかと思うんですけど、生活支援コーディネーターは記載されていて、地域福祉コーディネーターが記載されていないという点について地域福祉コーディネーターも重視されていくべきと思っているところなんですけれども、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○武川委員長 よろしいですか。

○多田課長 ありがとうございます。

生活支援コーディネーターについては法的な根拠もあり、指標として一定の意味があるかとは思いますが、地域福祉コーディネーターにつきましては、各自治体に配置されているということは、認識はしておりますけれども、その役割ですとか、配置の考え方は各自治体で様々かと思っております。そうしたところもありまして、評価指標として、統一的に記載するというところまで至っていない、というふうに思っております。

○武川委員長 よろしいですか。

それは、生活支援コーディネーターと重なりはあるのですね。

○多田課長 もちろん、はい。そうですね。実際、兼ねている方もいらっしゃるかとは思いますが、機能として同じような役割を担っているという自治体もあると思います。

○武川委員長 捉え方がちょっと難しいですね。

ほかにいかがでしょうか。

○小林委員 よろしいですか。

今の点ですが、ご案内のとおり、生活支援コーディネーターは法的な根拠が介護保険法にあるわけですが、重層的支援体制整備事業が始まりましたから、地域福祉コーディネーターも、ある意味で、それを根拠にして、設置されるようになりました。前回の評価指標としては取り上げられませんでした。が、今回の計画でも、今の全体的な配置状況をみて載

せなくていいのかという議論があってもいいかなと思うのですが。

○多田課長 そうですね。これからの議論かと思っています。

ただ、社会福祉法の中での包括的な支援体制の整備ということは各自治体で取り組んでおり、努力義務とされております。重層的支援体制整備事業については、この包括的な支援体制を整備するための一手法ということもありまして、統一的な評価指標とするということが適当なのかということは、一度考える必要があるかなと思っています。

つまり、地域福祉コーディネーター以外の方法での地域福祉の進め方というものもあるかと思っていますので、その辺りも含めて検討が必要かなというふうに思っております。

○小林委員 何らかの形で設置しているかどうかということも含めて、どういう根拠で地域福祉コーディネーターを取り上げるかも含めて議論があった方がいいと思います。

○多田課長 そうですね。そもそも、各自治体の配置状況と配置の考え方、またその役割はどうなのか、その辺りを一度確認するというのが入り口かと思っています。

○武川委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

なければ、オンラインでご参加の皆さんにもお伺いしたいと思います。

○武川委員長 小川委員、どうぞ。

○小川委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。

今、小林委員がおっしゃった地域福祉コーディネーターの件ですが、生活支援コーディネーターは、介護保険制度に基づくものであって、もちろん地域によっては、守備範囲を広げて、高齢者以外も含めて支援をすると位置づけている場合もありますが、そうではない地域も多い中では、やはり地域福祉コーディネーターがどのような活動をしているかを検証しながら、この配置を進めていくことができるといいのではないかと思います。

包括的な支援体制の整備の中に、106条の3で、「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」という記載があると思いますので、それを進めていくための配置がどのようになっているのか、もちろん地域福祉コーディネーターだけではないかもしれませんが、それがどのように進んでいるのかを次の議論の中では進めていけるといいのではないかと思います。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○武川委員長 はい。室田委員、どうぞ。

○室田委員 よろしいでしょうか。

同じく資料3に関して、これは基本、経年の進捗を確認するための表だと思いますので、毎年度もしくは毎回、あまり大きく変更するものではないのかなと思っています。

この指標に関しては、これまでも何度も多分コメントしてきましたし、議論もしてきたので、繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、この項目の中で地域における多世代

交流拠点の整備というものは、たしか法的な根拠はなく設けている項目なのかなというふうに思いますが、この項目があることはすごく特徴的だと思っております。

ただ、市区町村内に1か所でもあれば、恐らく1としてカウントされると思うんですけども、なかなかそれでは実態を把握するには難しいのかなと思います。今までは市区町村という形でカウントしてきたと思うんですけど、次に改定するに当たっては、例えば何か所とかという形で数えるのか、願わくば、人口割に応じて、市区町村によってどれくらいの箇所数があるのかというようなどころまで分析できると、より望ましいのかなとか、そのように思いました。同様のことは、協議体の設置にも言えるのかなと、そのように思います。

質問というよりもコメントです。以上です。

○武川委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、次の議事に進みたいと思いますが、また後から気がついたことがあれば、後ほどご指摘していただきたいと思います。

それでは、東京都地域福祉支援計画の検討に向けてということで、資料5について、事務局より説明をお願いします。

○多田課長 資料5の説明をさせていただきます。東京都地域福祉支援計画の検討に向けてという資料です。

地域福祉支援計画の、まず、計画概要です。性格としては、社会福祉法108条に規定された都道府県地域福祉支援計画として、各都道府県の策定が努力義務化されているものです。

東京都の現行計画は第二期計画となっております、令和3年から令和8年度までの6年間の計画となっております。

内容といたしましては、都道府県地域福祉支援計画に記載すべき事項というものは、社会福祉法108条第1項に列記されています。ここに5項目ありまして、この5項目を計画に記載しております。

続きまして、東京都の地域福祉支援計画の特徴的なところです。東京都の福祉施策ですけれども、これまで高齢とか、障害とか、子供とかの各分野の法定計画に基づき、施策を推進してきております。

そうした中ですけれども、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、分野や世代を超えた支援体制を構築するということが求められている中、平成30年3月、東京都地域福祉支援計画を初めて策定したというところです。

東京都の地域福祉支援計画の位置づけですけれども、各分野との関係においては、4つの役割を果たすということで整理をしております。

4つの役割というものが、各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を支えるということですか、個別計画のはざまを埋めるということですか、各福祉分野を横につなぐこととか、また、福祉分野にとどまらず、関連する分野に広げると

いう4つの役割を果たすということで整理をしております。

次のページをご覧ください。現行の計画の構成です。

少子高齢化の急激な進行等、社会構造が変化している中、課題が複雑化・複合化しているという状況にあります。これに対応するために、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制の構築を求められているということで、地域福祉支援計画を策定し、区市町村の地域福祉の推進を支援するという考え方で策定をしております。

構成としては、3つの理念と3つの柱を定めまして、その3つの柱にひもづいた課題ですとか、取組の方向性、これをそれぞれにぶら下げていくということで策定をしております。

続きまして、3ページをご覧ください。次の計画の検討に向けた論点の案です。

一つは、第二期計画の中間見直し以降の変化を反映するという事です。令和7年3月には「2050東京戦略」というものを策定しております。この中で、2050年代のビジョンですとか、2035年に向けた政策の方向性というものが整理されております。

2050年度のビジョンというところでは、支え合いの輪を広げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ。また、政策の方向性としては、望まない孤独・孤立に陥らないよう、あらゆる角度から幅広い支援を展開するという事となっております。

もう一つの動向として、令和7年12月に公表された国の「社会保障審議会福祉部会報告書」になります。この社会福祉審議会福祉部会報告書ですけれども、包括的な支援体制の整備を図る観点から整備されたものです。内容的には、「地域共生社会の更なる展開」ですとか、頼れる身寄りがいない高齢者等、単身高齢者への対応ですとか、そうしたことについて取りまとめた報告書となっております。

次期計画は、これらの考え方ですとか、中身を反映させていくということが必要かと思っております。

次が(2)のところですが、社会のニーズを踏まえて、共通して取り組むべき事項を記載していくというものです。

一つは、計画策定に係る各種調査結果を踏まえということで、次年度は計画策定年度であることから、各種調査を予定しております。この調査結果を踏まえまして、包括的な支援体制の整備等、地域福祉に係る内容を充実させていきたいということを考えております。

もう一つが東京都の地域福祉支援計画の特徴ですが、やはり分野横断的な課題、これが幾つかありますが、この課題を何かしら追加していきたいというふうに考えております。

3点目が他の計画ですね。既に策定した子供・子育て支援総合計画ですとか、同時期に策定する高齢者保健福祉計画、障害者・障害児施策推進計画、これらと整合を図るということが必要かと考えております。

次の4ページ目をご覧ください。

先ほど少し触れました、計画の検討に向けた各種調査です。3点ほどあります。

まず、現況把握調査です。これは、都内区市町村地域計画の策定状況ですとか、福祉的ニーズのある方の地域生活上の課題ですとか、包括的支援体制の整備に向けた課題、これを把握して新たな施策の検討に活用していきたいというものです。

2点目が課題調査です。地域福祉の担い手の確保に関するものです。地域福祉を推進していくに当たっては、地域福祉の担い手、特に地域住民等がいかに担い手になっていただくかということは、非常に重要な観点だと思っております。現在、地域福祉活動に参加されている方がどういった経緯で参加したか、また、どういった動機で参加したかですとか、感じている課題などを把握することで、新たな担い手確保に向けた検討に活用していきたいというふうに考えております。

3点目が事例収集調査です。地域福祉に係るその好事例や、自治体の先進的な取組事例を紹介したいというふうに考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。今後、検討するに当たっての、スケジュールの案です。

本日は今年度の第3回の委員会となりますけれども、来年度の第1回の委員会を6月頃に開催しまして、その後、何回か委員会を開催するとともに、3月の公表を予定しています。それに向けて議論をしていきたいというふうに考えております。

あわせて、先ほどお話ししました調査ですけれども、この調査の結果なりを委員会に報告することで、委員会の議論にも反映させていきたいというふうに思っております。

説明は、以上となります。

○武川委員長 ありがとうございました。

最初に、事務局のほうから来年度から検討作業を始めたいというご説明がありました。今回は検討に向けてということですので、まず、3ページの計画（第三期）の検討に向けての論点案を中心にご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

それが一巡しましたら、続いて、その他の部分について、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

参考資料ですが、資料6から資料9と伺いました。資料6は国が示している計画の策定ガイドラインで、資料7が東京戦略、地域福祉支援計画の上位計画に当たります。そして、資料8が、国が公表した社会保障審議会福祉部会報告書の概要です。ただ、国会で法律改正の議論が行われると思えますから、こちらの中身に関して、この場で議論するのは難しいかもしれません。資料9が国の策定ガイドラインを踏まえた第二期東京都地域福祉支援計画（中間見直し版）の目次ということになります。

では、会場でご参加の方からいかがでしょうか。ご意見がある方、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 よろしいですか。小林です。

その前に、今日のこの検討の主旨ですが、どの範囲でどのような検討を期待されているのか教えていただければと思えます。

○多田課長 第三期地域福祉支援計画の検討そのもの、本格的なものは、次年度に入ってからと思っております。ですので、本日はその前段階として、まさに自由にご意見をいただければと思います。こういったことが課題ではないかですとか、こういったことを調べておくべきじゃないかとか、さまざまを観点からご意見いただければと思います。

○小林委員 では、資料5の2ページに、第二期の計画の構成が示されていて、これを踏まえて、3ページの検討課題が示されているということは承知しているわけですが、次の検討に向けた論点のほうですね。2ページの論点と、3ページ、4ページに書かれている課題についてどう考えるか。二期の構成では足りないと思う課題というのがあって、それを次の4ページで、調査等を通じて見える化する、データを集めているという構成になっているかと思うのですが、この辺をもう少し詳しくお話いただけますか。

○多田課長 例えばですけれども、2ページの現行の記載内容にこういったことがとありますけれども、より具体的にいいますと、資料ですと、資料9に、現行の地域福祉支援計画の目次を添付しております。これを見ていただきながら、こうした事項について記載していくべきじゃないかですとか、そういったところをお願いしたいと。それに伴って、こうしたことも併せて調査により把握すべきじゃないかとかということもご意見いただければと考えております。

○武川委員長 よろしいですか。

○新内幹事 あまりこちらが誘導してしまうとよくないんだとは思いますが、現行の計画の目次も今ご案内しましたけれども、やはり資料5の3ページの論点という中、やはり時点更新的なものが必要だと思っていまして、状況の変化としましては、もう既にご案内していますが、重層事業に関しては、国が交付金額の見直し、端的に言えば引き下げが実施され、また、さらに進行中ですので、そういったものが何か具体の影響としてよくない方向に作用してしまったりとか、そこに対して、広域的な支援がもっと必要なのかどうか、あと、かつてはひきこもりとかケアラーとかとありましたけれども、やはり最近ではダブルケアとか、トリプルケアとか、そういった話題が出ていますし、孤独・孤立に起因をする例えば単身の、シングルの高齢者になる手前の方、例えば就職氷河期世代なども含めた、将来的にこのままでは生活に困るのではないかと、そういったいろんなご提案などが報道をはじめ、さまざま出ていますので、そういったトピックスなどについて、できれば本日、各委員の方々のご意見、ご主張で、別にそれで今すぐ来年度から検討しましょうとなるかどうかは、また整理をさせていただきますけれども、やはり皆様がご関心があったりとか、こういうことをちゃんと調べたほうがいいんじゃないかというところとしては、今、申し上げたようなテーマなどというのは、一つ、きっかけとしてあるかなと思ってお案内させていただきました。

○小林委員 よろしいでしょうか。きっかけをつくっていただいたので。

計画の次の6年なのですが、もう少し視点を広げて、今おっしゃった就職氷河期の問題はとても大きい課題で、特に結婚しないで、単身で過ごす方がすごく増えるわけですね。

それから、一人暮らし高齢者が増えて、今、国で検討しているようなさまざまな施策があるわけですので、計画も次の6年間もそうですが、もう少し先延ばしした長いスパンで見たらどうなるのかということも検討してもいいかなという気もしますので、その辺を皆さんはどう思っているか、事務局のほうはどう考えておられるか、伺いたいなと思いました。

○多田課長 地域福祉という大きなテーマですので、その6年間で何かしら必ずしも成果が出るものでもないと思っております、やはり長い目で見ていくものだと思っております。

ただ一方で、計画期間というのが当然ながらあります。6年間である程度やるべきことを定めなければならないと思っております。そういった意味では、ある程度長い、長期的にはこういうものを目指しつつ、短期的に6年間でこういうことに課題として取り組んでいきますというような、書き方というよりは、整理の仕方というものも一つあるかと思っております。

○小林委員 ついでにですが、今日資料で頂いている都の2050戦略、これと今回の計画策定については、どのような関連があるでしょうか。

○多田課長 2050計画と東京都の地域福祉支援計画の関係性でいいますと、東京都の計画としては、2050計画が上位計画となります。そこで、2050年、2035年の目標が示されていますので、地域福祉支援計画では、それを実現するための6年間の内容を決定するというものになると思っております。

○小林委員 関連ありそうな項目は。

○多田課長 関係ありそうな項目というのは、資料としてつけておりますけれども、20ページ、例えばでいいますと、これは「長寿」というところですがけれども、真ん中の左の辺りですか、生活支援・住まい対策というところ、単身高齢者等を対象に終活等に関する相談支援というところですか、先ほどもご紹介はしましたけど、ここの21のコミュニティのところですかね。そこに2035年はこうなるということで、左側の三つ目のところ、望まない孤独・孤立に陥らないよう、あらゆる角度から幅広い支援ということで、ここで孤独・孤立のことですね。その中に複雑化する問題に分野横断的に対応ということで、これは包括的な支援のことが書いてあります。

○新内幹事 方向性なので、一概にこれをこうして、ああしてというところまでは書き込まれていませんが。

○武川委員長 それでは、現行版を前提に。

○多田課長 そうですね。東京都としては、これを実現するために、さらに短期間の計画というのをつくるということです。

○武川委員長 いかがでしょうか。

議長があまりいけないのですが、また3ページについて議論してくださいということで、2ページのところです。計画の構成で社会構造の変化というのがいろいろ書かれて

いますよね。

それで、先ほど言った就職氷河期というか、第二次ベビーブーム以降、明らかにいろんなことが問題になるのは分かっているので、それでいいと思いますが、都民にとって気になっているというのが災害ですね。富士山の噴火と首都直下地震だと思うんですよ。それで、2011年のときも、東京が大混乱に陥りました。それから、いろいろな対策が進んでいるとは思いますが、実際、何が起きるか分からないと思うんですね。

それで、地域福祉は防災と関係ないと言ってしまえば、それまでになっちゃうんですが、ただ、災害が起きたときに、いろいろな活動が行われることになる前提というのが、やはり地域福祉がきちんとできているということになるので、ちょっとそういう観点というのも考えていってもらえたらいいのかなと、思った次第です。いかがですか。

○多田課長 おっしゃるとおり、それは災害も地域福祉に密接な関係で、特に災害時の要配慮者、要援護者への対応というのは、今、各区市町村で名簿の作成ですとか、自力で避難が難しい方に、どうやって地域で支えて避難誘導していくですとか、そういった視点などで、例えば民生委員さんなども、そういった中にどこまで関与ができるかですとか、地域ごとに、今検討がされていると思いますので、災害に備えた、災害対応全般となりますと、かなり広がりますけれども、福祉という切り口で捉えた場合には、特に自力で避難が困難な方に、誰が、どうやって、どういうふうにアプローチしていくかとか、どういうことをしてもらいたいのか、そういったことは今、福祉分野で主に検討を進めていますので、そういった視点で考えていくということは、もちろんあるのかなと思います。

○武川委員長 地域福祉支援計画が一応上位計画ということになるのですが、他分野の計画との連携というのは、やっぱり重要になると。

○多田課長 はい、そうですね。

○武川委員長 上位計画の東京2050戦略に重なるかもしれないですね。横のほうに他分野の計画につなげることにも取り組んでいただければと思います。

ほかに、オンラインの方も含めてお尋ねしたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

○枝村委員 立川市社会福祉協議会の枝村です。

ご説明していただいたことを受けて、また、資料を拝見してなんですけれども、まず、資料5の3ページ目の2050年代のビジョン、支え合いの輪を広げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へというところと、2035年に向けた政策の方向性、望まない孤独・孤立に陥らないよう、あらゆる角度から幅広い支援を展開ということが打ち出されていて、同じ資料5の1枚目、1ページ目になりますけれども、支援計画の中で1番から4番まで挙げられていますけれども、私は④の福祉分野にとどまらず、関連する分野に「広げる」という視点が、この先の5年後とか10年後とかを見たときに、次の計画にはぜひ盛り込む必要があるのかなというふうに感じています。

資料7にお示ししていただいた東京戦略のほうで、これは目次を見ると、4ページ目で

すね、目次を見ると、いろいろな項目に分かれているんですけども、まさにここが重なり合うこと、地域福祉とかの視点で、ほかのどこの項目と何を一緒にやっていたのかというのを見つけ出すということが非常に重要なのかなというふうに感じました。

例えばですけど、ぱっと開いたところで、例えば観光みたいなどころの要素の中でも、いろんな人の活躍の機会をつくって、孤立・孤独を防ぐことにつながるであるとか、そんなふうに見ていけるのかなというふうに思って、説明と資料を拝見しておりました。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

はい、室田委員。どうぞ。

○室田委員 ありがとうございます。

資料5の3ページの計画の検討に向けた論点(案)で、まさに昨日、東京都の社会福祉審議会の意見具申の内容がまとまって、知事に提出されることになったと思うんですが、そちらの内容もこちらの検討をするための参考の資料として扱ってもいいのかなというふうに思いました。

特に、やはり東京らしい取組として、東京の特異性を踏まえた地域の実情や人々の動きにふさわしい施策ということで、具体的に記述がありますので、そういった点も次回の計画の検討に参考になるのではないかなと思ったことが1点です。

もう一つは、今年度、持続可能な民生委員制度の在り方について、厚生労働省のほうで検討会があって、私も委員として参加していました。そちらの議論をするきっかけとなったのが港区からの地方自治提案でした。高層住宅とか、いわゆる共同住宅が多いエリアが東京都内は多いので、従来の民生委員の活動の在り方というのが困難になってきている。

そういった中で、当初は、昨年度は居住要件を少し柔軟に考えてもいいのではないかとということで議論しましたが、それはなかなか合意には至りませんでした。居住要件の見直しというのは、国の施策になるので、そこまでは踏み込めないものの、東京都の中で民生委員を中心に地域の活動がより円滑に進んだり、もしくは、そのような共同住宅が多い地域において、どのような取組が可能なのか、こういったことも一つ、テーマとして取り入れてもいいのか、そのように思いました。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。小山委員、お願いします。

○小山委員 声、聞こえますでしょうか。大丈夫。

中野区社会福祉協議会の小山といいます。よろしくお願いします。

先ほどの資料5、検討に向けた論点というところで、一つ思っているところが社会のニーズを踏まえ、高齢・障害のそれぞれに共通して取り組むべき事項と分野横断的な課題というところで、やはり制度のはざまというのが言われていて、いろんな、先ほど言ったコ

ーディネーター、地域福祉コーディネーターとかコミュニティソーシャルワーカーもそうなんですけれども、様々な課題に取り組んでいる中で、これからもしアンケートをされるという、どの部分がやはり制度のはざまなのかというところですか、東京だと、ライフスタイルですか、本当に多様な人たちがいる中で、先ほどの身寄りのない高齢者もそうだと思うんですけど、やっぱり今の制度が本当になかなかフィットしない中で、じゃあ、そのままの中で、地域福祉とか、はざまをつなぐという住民ですか、様々な取組というのが必要だとは思いますが、やはりどういうところで課題が本当にあって、何か変える必要がないのか、新しく取り組むべきところはないのかというようなところで、少し議論ができるといいかなというふうに思っています。

どうしても制度だと、年齢で切れてしまったりですか、分野で切れてしまったりですか、でも、何とかそこをつなぐというところでのもう少し課題が明確化すると、各自治体も含めて、取組というのを広く検討できるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○武川委員長 松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 松本です。

少し感想のような形になるのかもしれませんが、先ほどの第二期のところの、計画の検討に向けてというところで、住宅確保要配慮者への支援というのがあって、居住支援協議会については各自治体のほうで今、いろいろつくっていらっしゃるところが多いんですが、やはりこれも住宅系と福祉系のはざまにあり、自治体によって作り方が違っていたりします。その辺りを一緒にする必要はないと思うんですけど、実態把握というのは、結構重要だと思っているところです。

住宅の場合、それぞれの自治体によって、そもそもの住宅事情が非常に違うので、それに合わせて活動のし方も違ってくる。また、今、家賃が非常に上がっていて、民間の賃貸住宅に住んでいた方が、借地借家法では、本来、追い出されないはずですけど、実際問題は退去せざるを得なかったりとか、そういったような人が増える可能性もあるのかなと思うと、やはり居住支援協議会みたいなものをサポートしていく仕組みは、住宅施策のほうから見ても、セーフティネット関係で重要ななと思っているところです。以上です。

○武川委員長 小川委員、よろしくお願いします。

○小川委員 よろしいですか。

○武川委員長 はい。

○小川委員 ありがとうございます。東社協の小川です。

社会保障審議会福祉部会報告書等の状況が書かれていますが併せて、成年後見制度の改正も予定されています。この両方を考えていく必要がある中で、一つは、先ほども新内幹事がおっしゃっていましたが、包括的支援体制を進めるための方法の一つとして、重層的支援体制整備事業が進められていますが、国の予算が限られるという状況が見えてきます。このような中、東京は、令和7年度、30地区が重層事業を使って取組を進めてお

りますし、来年度も増える予定という中で、ここをどのように支えていくのかということが大切になるかと思えます。

とりわけ、関係機関同士の協働・連携は進みつつあるものの、地域づくりに手をつけていかななくてはいけないという中では、例えば居場所という場所をいくつつくるかということももちろん大事ですが、それに限らず、人や活動している団体に対して働きかけをしていくことがとても大切になると思えます。例えば先ほどのお話の中でもあったような地域福祉コーディネーター、そういった方々の支えをどのようにしていくのが大切になると思うのが1点目です。

それから、法改正の中でも、身寄りのない高齢者等の支援という話が出ています。これは高齢者だけの問題ではなく、例えば親亡き後の障害者の問題であるとか、社会的養護で育った方が大人になったその後の問題であるとか、大変幅広い課題であると思っています。

なおかつ、これは家族がいることを前提とした今の社会の仕組みがある中で、保証人や緊急連絡先が求められていることに対処するというだけでなく、その仕組み自体がこのままではもう立ち行かないということかと思えますので、例えば金融機関や不動産業界、それから病院、施設などと一緒にこの問題を考えていくことが大切だと思っています。

その上で、福祉の専門職の方々が連携しながら、チーム支援をどう行えるかという問題と、広く都民の方々が、早くから自分が最期までどうやって生きていくのかということを考える機会を住民の方々と一緒につくっていくことも大切になるのではないかと思います。

あわせて、成年後見制度と身寄りの問題で考えたときに、もう一つ、権利擁護という視点で、判断能力が不十分な方であり、さらに身寄りがない方々も生じている中で、この支えをどうしていくのか、東京における支援体制を次の計画の中では考えることが大事かと思えます。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

○小林委員 よろしいですか。小林です。

今、小川委員が言われたことですが、それぞれかなり大きな課題だと思えます。今日配っていただいた資料4の9ページのところに、包括的な支援体制の整備事業で社会福祉法106条の3の話がありまして、イメージ図が書かれています。

このところで、少し地域との関わりという点についてお聞きしていきたい点があるのですが、少子高齢化が進んでくると、コミュニティーを担う人たちがいなくなってくるので、コミュニティーを何とかしなければならないという基本認識があると思えます。

それに対して、広い意味では、つながりづくりとか、関係づくりとか、いろいろなことが言われていますが、地域で住民が自主的に支え合うというのでしょうか、住民がもちろん自主的に活動してくださるのが望ましいのですが、住民だけではできないことがやはりたくさんあるのではないかという気がします。

もちろんお金の問題もありますし、人の問題もありますし、場所をどう確保するかとい

う問題などいろいろありまして、住民に押しつけるというんでしょうか、何でもかんでも住民にやってほしいということではもうやっていけなくなってきているというのが現状だと思います。

そのときに、この図でいいますと、公的な関係機関同士の連携と、地域住民のほうに入っていった住民活動を応援する機能が非常に重要で、先ほどから出ています生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターのような、地域と個別に関わって、居場所づくり等を支援するような仕組みが必要になってくる。これは大都市であればあるほど、こういう機能がないと、住民がばらばらに動くことになりますので、そこにやっぱり何か公的な立場と住民の立場を織り合わせて、住民の活動を支援するという機能が必要なのではないかという気がします。

この支援関係機関と住民活動などの間の3のところに書いてある「地域と支援専門機関を使う機能」というところですが、これもどちらかというと、やはり住民と支援機関をつなぐという機能だったような気がするんですが、もっと地域住民の中に入っていった、地域住民の活動を支援するというところまで今求められてきているのではないか、それがないと、やっぱり住民だけでは動けなくなっている。

もちろん自主性を阻害するようなことはやってはいけないのですが、できるだけそれを支えるような機能も持っていないと、住民だけではというのはもうやっていけないのではないかという気がします。

先ほど、港区のお話もありましたけれども、やはり公と民の中間のところ、民の活動をつくっていくような、つまりコミュニティ形成を支援する、つながり形成を支援するコーディネーターというのでしょうか。それがもっと必要になってきているという印象を持っておりまして、この辺を次の計画の中で、あるいは調査でも結構ですが、取り上げていただく必要があるということをお願いしようと思いましたが。

それから、重層で、地域福祉コーディネーターの予算が切られてきているようだけれども、東京都では、その辺の構想を出していただいて、こういうコーディネーターの機能があると、住民活動が活性化するというか、そういうような構想を持ってやっていただくといいかなという気がしましたので申し上げます。

○新内幹事 ありがとうございます。

○武川委員長 それでは、続いて3ページの計画第三期の検討に向けた論点以外の部分でのご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

では、先ほど同様に、会場でご参加の方からいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○田名邊委員 北区の地域福祉課の田名邊と申します。

参考資料の9のところ、現計画、中間見直し版の項目のところをざっと見ていたときに、困難な問題を抱える女性というのはないんだなというふうに思いまして、ここ最近、結構タイムリーというところちょっとおかしいですけども、かなり話題になっている話で、

この目次に入っていないなということをおもいました。

以上です。

○新内幹事 今、ご意見があったところですが、確かに困難を抱える女性というのは、今の現行計画の中の位置づけには入っていないテーマです。

ですので、やはりこれについても、割と最近のトピックスになっているところですし、現状の状況がどうなっているかですとか、どういった対応が求められていくのかというのは、やはり一つ検討すべき案として入ってくるんじゃないかなというふうに思っています。

○多田課長 ちょっと補足させていただきます。事項としては、独立しているものではないんですけども、子供・子育て支援の中に触れられてはおります。あとは、困難を抱える女性というのを独立させて、さらに内容を充実させていくかというのが一つ計画のポイントというか、作成時のポイントになるかなと思っています。

○武川委員長 特出ししたほうがいいということですよ、そういうわけではない。

○田名邊委員 その辺も議論があると良いと思いました。

○武川委員長 そのほか、いかがでしょうか。

何もないようでしたら、私のほうから。

外国人政策の問題ですね。地域福祉と関係ないとは言えないし、非常に関係あるとも言えると思うので、全体の中に盛り込むかどうかは別として、一度議論はしておいたほうがいいんじゃないかと思いました。

それで、かれこれ20年以上前だと、外国人の方をケアワークの現場、あるいはそのような労働の現場で働いてもらうべきかどうかというような議論が行われたときに、まだ女性の労働力率も低いし、高齢者の活用もまだできるので、ちょっと二十数年前の段階では考えられないという状況でした。

国の方針も、多分その前から「労働鎖国」というような状況だったと思うんですけども、ここ二十数年たって、やっぱり状況が大分変わってきたと思うので、しかも、昔は外国人で住民登録して、日本全国で100万人ぐらいとかと言っていたのに、今はもう400万人を超えています。東京都は他の府県に比べて外国人住民の方も多という状態になっていると思うので、この辺のところは、一つ重要なポイントになるのかなというふうに思っていますが、この辺のことは考えていないですか。

○多田課長 外国人支援、現行の地域福祉支援計画での外国人につきましては、在住外国人などへの支援ということでの、記載はあります。

一方で、今お話のように、特に外国人が増えているという中で、地域福祉支援計画にどのように盛り込んでいくかというのを考えますと、東京都には、他の局になるんですけども、外国人に関する政策的なものを取りまとめているものがありますので、そういったものを参考にしながら、ここにどういったものを記載できるかという、地域福祉計画の中でどういったことを記載できるかというのを考えていきたいなど。

○武川委員長 外国人政策を取りまとめているんですか。

○多田課長 生活文化局が外国人との多文化共生社会推進を所管しており、指針を策定しています。

○武川委員長 福祉とも関係しているんですか。

○多田課長 申し訳ありません。手元に資料がなく、ちょっとそこは申し上げられません。確認させていただきたいと思います。

○武川委員長 今日はまだ検討ではなくて、検討に向けての会議ということなので、検討に向けての課題ということで。

○多田課長 ご意見、ありがとうございます。

○武川委員長 いかがでしょう。小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。

今の外国人の話ではないんですけど、別の話題に移っても大丈夫ですか。

○武川委員長 はい。

○小川委員 ありがとうございます。

今日頂いている資料4の今の地域福祉計画の策定状況等をまとめていただいた資料の中の5ページを見ますと、計画に記載が少ない項目が五つ挙げられていますが、この中の上から二つ目のところに、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進のことが書かれており、ワースト5に入ってしまうことは残念だと思ったところです。

東京都地域福祉支援計画の中にもずっとこの項目は入っており、そして東社協としても10年来、これを取り組んでいこうと進めています。ここはぜひ包括的な支援体制の整備の中の取組の一つとして、特に参加支援という視点で、地域の中で様々な方々が活躍できる、地域に参加できる、つながれる、そういう機会を提供してもらうことに、この地域公益活動がとても有益ではないかと考えています。今の計画の中では、その視点についてはあまり強く書かれていないかと思しますので、ぜひ包括的支援体制の整備の中の参加支援、これを推進するところにも社会福祉法人の地域公益活動を活かしていく視点を入れられるといいのではないかと思います。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○新内幹事 小川委員のほうからございました話、地域公益活動については、先ほど小林副委員長からもお話があった地域の住民の方の活動を、なかばちょっと公的な位置づけに持っていく、整えていくみたいな作業とも関連するなと思っていまして、社会福祉法人さんと社会福祉協議会さんと、例えば民生委員さんとが協力しながら、地域にある保育園のが園庭を開放してバザーを実施するとか、そのときに地域の農家の方から販売する物品を提供していただいたりとか、そこで民生委員さんが家に引き籠もりがちな高齢者の方に、一回、こういうバザーがあるので来てもらえませんかとお声掛けするわけです。社協さんがそこで相談会を開いたりとか、実際、そういう地域ごとに工夫をして、一つのステーク

ホルダーというか、社会福祉法人さんだけが全部やるんじゃなくて、各機関と協力をして参加支援、そこに必ず相談機関が入るといふところ、あとは支援が必要な住民の方が参加できる仕組みとして、地域の、例えば保育園の園庭という場所を生かして、バザーを開催したり、何か地産の、その地域の方が作ったものを提供するとか、何かそういったところに仕掛けをつくることで参加したり、そういうところに集まれる場ができて、そこにいろんな機関が関わることで、また新たな関係づくりや相談につながっていくといったことがあるので、新たなコミュニティーというか、集まりが出てくるきっかけになったりというのがあると思いますので、そうした視点も入れてもいいのかなというふうに思いました。

○小林委員 よろしいですか。

おっしゃるとおりで、東京都社会福祉協議会では、そういう形で地域づくりをするという方針が出されていますね。

でも、これを行政のほうからバックアップしてくださるような形にまではなっていないような気がします。

その辺の構想をぜひ次の支援計画でふれていただけるといいのではないかなという気がしましたので、申し上げました。

○多田課長 ありがとうございます。

○武川委員長 ほかによろしいでしょうか。

○小林委員 じゃあ、もう一つ、時間があるらでしたら。

○武川委員長 はい、大丈夫です。

○小林委員 関連して、私が最近聞いているところでは、やっぱり食が重要な意味を持っている。例えば、こども食堂がありますけど、今はシニア食堂、あるいは、お父さん、お母さんが来られるような食堂が始まっている。食をベースにしてネットワークが広がっていくような形になってきているような気がします。個別の食ではなくて、食を通してのネットワークづくりがとても重要になってくる。

お祭りとか、ほかにもいろいろあるかと思いますが、この辺、これから地域づくりの視点が広がってきている気がしますので、ちょっと申し上げました。

○武川委員長 ありがとうございます。

よろしいですかね、ほかに。

では、どうもありがとうございました。

今日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

策定状況についてのご説明、それから評価については、いろんなご意見が出されたと思われました。行政評価では事業評価というのが重要になってくるんですけども、地域福祉を考えた場合は、インプットに対するアウトプットというだけではなくて、地域福祉自体がどうなっているかという、アウトカムの評価というのも重要になってくるかなという気がしました。

それから、また議論の中で、いろんなご意見が出されていましたが、結局、どう

やって地域づくりをするかというようなことに集約されるのかなと思った次第です。

実際に、社会福祉法人の地域公益活動の話もありましたし、それから、行政と民間の間の中間的な団体、あるいはコミュニティーの活躍というお話もありました。それから、小林先生のほうから、地域の人々が参加できるような、場づくりというお話も出てきたかと思えます。

今日は、地域福祉支援計画の検討に向けた会議ということですので、割と自由にいろいろな意見を出していただけたと思います。これを踏まえて、来年度にどうやって決めていくかは、これからのことです。すべての論点に対して意見が出尽くしたわけではないんですけども、さまざまな意見が出たと思いますので、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

本日の議事は、これで終了となります。

それでは、事務局にお戻しします。

○多田課長 武川委員長、各委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

本日の議事録の確認ですが、事務局よりお願いをさせていただきます。こちらは4月に入ってからの見込みです。異動される方もいらっしゃると思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○武川委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会とします。皆様、お疲れさまでした。

(午後 5時21分 閉会)